

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第139号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第196号）
「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5 ページにおけるL3地すべりブロックのL3-2ブロック内のL3-1ブロックのすべり面の位置を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 決定内容 公開決定
 - (2) 公開決定に係る公文書
本件報告書の9-6 ページ及び9-7 ページ
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯
 - (1) H22.11.22 公開請求
 - (2) H22.12.6 公開決定
 - (3) H23.1.28 異議申立て
 - (4) H24.4.16 諮問
 - (5) H26.3.4 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
異議申立ての対象となった公文書につき、本件公文書を特定したことは、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	審査会において本件公文書を見分したところ、 ① 9-6 ページには、地すべり土塊の末端部に分布する旧河床砂礫付近のすべり面の位置について記載され、 ② 9-7 ページには、旧河床砂礫付近のボーリングコア写真が記載され、すべり面の深度が記入されている。 これは、川側のL3-2ブロックの旧河床砂礫付近のすべり面の位置を示すものであり、本件公開請求に対応する公文書とは認められず、本件公文書を特定し公開した決定は妥当ではないので、改めて公開決定等を行うべきである。

- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第139号

答 申 書

平成26年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-6ページ及び9-7ページ（以下「本件公文書」という。）を特定し全部公開とした決定については、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

本件報告書の9-5ページにおけるL3-2ブロック内のL3-1ブロックのすべり面の位置を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月6日に本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年4月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の説明によれば、L3ブロックのうち、先ず山側のL3-1ブロックの地すべりが発生し、その後川側のL3-2ブロックの地すべりが発生したとされているので、先に発生したL3-1地すべりはL3-2ブロック内の土塊も含めて滑動しているはずであり、この時のすべり面が、後で滑動したL3-2ブロック内の土塊に残ることになる。

本件公開請求は、L3-2ブロック内にあるはずのL3-1すべり面の位置について公開を求めたものである。

しかし、本件公文書は、請求内容と無関係な資料である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の9-6 ページは、L3ブロックのすべり面位置の判断根拠について記載しており、また、9-7 ページに記載されているボーリング孔4B-9孔と12Bo-5孔のコア写真がすべり面を示すものであるとして特定した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3ブロックにおけるL3-2ブロック内のL3-1ブロックのすべり面の位置を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定について

当審査会において本件公文書を見分したところ、

- ① 9-6 ページには、地すべり土塊の末端部に分布する旧河床砂礫付近のすべり面の位置について記載され、
- ② 9-7 ページには、旧河床砂礫付近のボーリングコア写真が記載され、すべり面の深度が記入されている。

これは、川側のL3-2ブロックの旧河床砂礫付近のすべり面の位置を示すものであり、本件公開請求に対応する公文書とは認められず、本件公文書を特定し公開した決定は妥当ではないので、改めて公開決定等を行うべきである。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第196号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年7月25日 (第241回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年12月24日 (第246回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年1月30日 (第247回審査会)	○事案の審議を行った。